

## 塩谷広域行政組合告示第9号

一般競争入札（総合評価落札方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び塩谷広域行政組合財務規則（平成10年規則第3号）第65条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月8日

塩谷広域行政組合 管理者 花塚 隆 志

### 1 業務名

塩谷広域環境衛生センター解体工事

### 2 業務概要

新施設の稼働に伴い、塩谷広域環境衛生センターが稼働停止になったことから、旧施設の速やかな解体を目的とする。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和4年3月22日まで

### 4 入札参加形態

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による参加とし、企業体の名称は「〇〇建設、△△工業建設工事共同企業体」とする。

### 5 入札参加資格

本組合の平成31（2019）・32（2020）年度入札参加資格審査申請書（建設工事）を提出し、入札参加資格を有する者で、参加申請書等提出期限前日までに次に掲げる要件をすべて満たした共同企業体とする。

#### 【共同企業体の要件】

- (1) 構成員数は2者とし、結成は自主結成とすること。
- (2) 構成員の出資比率は30%以上とする。また、代表者構成員の出資比率はその他の構成員の出資比率を上回るものとする。
- (3) 各構成員は、本工事において2つ以上の共同企業体の構成員になることができない。

#### 【共同企業体の構成員の要件】

- (1) 本組合の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 本組合から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に基づく暴力団及び同条第6号に基づく暴力団員でないこと。

**【共同企業体代表者の要件】**

- (1) 栃木県建設工事入札資格者名簿の格付基準において「解体工事」の格付「A」ランク以上あり、特定建設業の許可を有すること。
- (2) 栃木県内に本社があること。
- (3) 平成20年度以降に、地方公共団体が発注する栃木県内のごみ焼却施設の解体工事（建屋及びプラント設備）を元請け（共同企業体としての実績の場合は、出資比率20%以上）として完了した施工実績を有すること。
- (4) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を工事現場に専任で配置すること。

**【その他の構成員の要件】**

- (1) 建設業法の「解体工事」の許可を有すること。
- (2) 矢板市、さくら市、塩谷町又は高根沢町に本社があること。
- (3) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

**【その他の要件】**

- (1) 下請け業者は、第1優先を塩谷広域行政組合管内（矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町）、第2優先は栃木県内とすること。なお、工種により同種業務の業者がなく、やむを得ず栃木県外の業者と契約する場合又は県外業者と契約の予定がある場合は、理由書を提出し、本組合の承諾を得ること。

## 6 手続等

- (1) 入札説明書、仕様書、各種様式等は塩谷広域行政組合ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期限及び提出先については入札説明書を参照すること。

## 7 担当部署

所在地：〒329-1572 栃木県矢板市安沢3622-1

担当部署：塩谷広域行政組合 管理課 管理係

電話：0287-48-2760

Eメール：shioya-kanri@gamma.ocn.ne.jp

URL：http://www.shioyakouiki.or.jp/